

○最高号俸を超える給料月額を受ける南空知公衆衛生組合職員の給料の切替えに関する規則

〔平成 11 年 11 月 29 日〕
規 則 第 1 号

（給料月額の切替え）

第1条 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 11 年条例第 2 号）附則第 3 項に規定する職員のうち、平成 11 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日におけるその者の給料月額（以下「旧給料月額」という。）が別表（以下「切替表」という。）の旧給料月額欄に掲げられている職員の切替日における号俸又は給料月額（以下「新号俸等」という。）は、旧給料月額に対応する切替表の新号俸等欄に定める号俸又は給料月額とする。

（期間の通算）

第2条 前条の規定により新号俸等を定められる職員に対する切替日以後における最初の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和 42 年条例第 6 号。以下「給与条例」という。）第 4 条第 4 項又は第 5 項ただし書の規定の適用については、旧給料月額を受けていた期間を新号俸等を受ける期間に通算する。ただし、その者の経過期間が新号俸等からの昇給に係る昇給期間（職員の昇給に必要とされる給与条例第 4 条第 4 項又は第 5 項ただし書に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。）に相当する期間を超える場合にあっては、その超える期間は、この限りではない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

別表

最高号俸を超える給料月額の内替表（第1条関係）

行政職給料表（一）の適用を受ける職員

職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等
号俸又は給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	194,400	195,100	252,700	253,500	328,300	328,500	378,000	378,200	396,300	396,500	433,200	433,500	444,100	444,400	469,300	469,600
	196,000	196,700	254,700	255,500	330,300	330,500	380,400	380,600	399,100	399,300	436,800	437,100	447,800	448,100	473,100	473,400
	197,600	198,300	256,700	257,500	332,300	332,500	382,800	383,000	401,900	402,100	440,400	440,700	451,500	451,800	476,900	477,200
	199,200	199,900	258,700	259,500	334,300	334,500	385,200	385,400	404,700	404,900	444,000	444,300	455,200	455,500	480,700	481,000
200,800	201,500	260,700	261,500	336,300	336,500	387,600	387,800	407,500	407,700	447,600	447,900	458,900	459,200	484,500	484,800	

○最高号俸を超える給料月額を受ける南空知公衆衛生組合職員の給料の切替えに関する規則

〔平成14年11月29日〕
規則第3号

（給料月額の切替え）

第1条 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年条例第3号）附則第2項に規定する職員のうち、平成14年12月1日（以下「切替日」という。）の前日におけるその者の給料月額（以下「旧給料月額」という。）が別表（以下「切替表」という。）の旧給料月額欄に掲げられている職員の切替日における号俸又は給料月額（以下「新号俸等」という。）は、旧給料月額に対応する切替表の新号俸等欄に定める号俸又は給料月額とする。

（期間の通算）

第2条 前条の規定により新号俸等を定められる職員に対する切替日以後における最初の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。）第4条第4項又は第5項ただし書の規定の適用については、旧給料月額を受けていた期間を新号俸等を受ける期間に通算する。ただし、その者の経過期間が新号俸等からの昇給に係る昇給期間（職員の昇給に必要とされる給与条例第4条第4項又は第5項ただし書に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。）に相当する期間を超える場合にあっては、その超える期間は、この限りではない。

附 則

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

別表

最高号俸を超える給料月額の切替表（第1条関係）

行政職給料表（一）の適用を受ける職員

職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等
号俸又は給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	195,100	191,700	253,500	248,900	328,500	322,200	378,200	370,700	396,500	388,600	433,500	424,900	444,400	435,500	469,600	459,900
	196,700	193,300	255,500	250,800	330,500	324,100	380,600	373,000	399,300	391,300	437,100	428,400	448,100	439,100	473,400	463,600
	198,300	194,900	257,500	252,700	332,500	326,000	383,000	375,300	402,100	394,000	440,700	431,900	451,800	442,700	477,200	467,300
	199,900	196,500	259,500	254,600	334,500	327,900	385,400	377,600	404,900	396,700	444,300	435,400	455,500	446,300	481,000	471,000
	201,500	198,100	261,500	256,500	336,500	329,800	387,800	379,900	407,700	399,400	447,900	438,900	459,200	449,900	484,800	474,700

第5章 給与（最高号俸を超える給料月額を受ける南空知公衆衛生組合職員の給料の切替えに関する規則）

○最高号俸を超える給料月額を受ける南空知公衆衛生組合職員の給料の切替えに関する規則

〔平成15年11月28日〕
規則第1号

（給料月額の切替え）

第1条 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年条例第1号）附則第2項に規定する職員のうち、平成15年12月1日（以下「切替日」という。）の前日におけるその者の給料月額（以下「旧給料月額」という。）が別表（以下「切替表」という。）の旧給料月額欄に掲げられている職員の切替日における号俸又は給料月額（以下「新号俸等」という。）は、旧給料月額に対応する切替表の新号俸等欄に定める号俸又は給料月額とする。

（期間の通算）

第2条 前条の規定により新号俸等を定められる職員に対する切替日以後における最初の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。）第4条第4項又は第5項ただし書の規定の適用については、旧給料月額を受けていた期間を新号俸等を受ける期間に通算する。ただし、その者の経過期間が新号俸等からの昇給に係る昇給期間（職員の昇給に必要とされる給与条例第4条第4項又は第5項ただし書に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。）に相当する期間を超える場合にあっては、その超える期間は、この限りではない。

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

別表

最高号俸を超える給料月額の切替表（第1条関係）

行政職給料表（一）の適用を受ける職員

職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等
号俸又は給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	191,700	190,000	248,900	246,600	322,200	318,900	370,700	366,500	388,600	384,200	424,900	420,100	435,500	430,600	459,900	454,700
	193,300	191,600	250,800	248,400	324,100	320,700	373,000	368,700	391,300	386,800	428,400	423,500	439,100	434,100	463,600	458,300
	194,900	193,200	252,700	250,200	326,000	322,500	375,300	370,900	394,000	389,400	431,900	426,900	442,700	437,600	467,300	461,900
	196,500	194,800	254,600	252,000	327,900	324,300	377,600	373,100	396,700	392,000	435,400	430,300	446,300	441,100	471,000	465,500
	198,100	196,400	256,500	253,800	329,800	326,100	379,900	375,300	399,400	394,600	438,900	433,700	449,900	444,600	474,700	469,100

○最高号俸を超える給料月額を受ける南空知公衆衛生組合職員の給料の切替えに関する規則

〔平成 17 年 11 月 30 日〕
規 則 第 3 号

（給料月額の切替え）

第1条 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 17 年条例第 3 号）附則第 2 項に規定する職員のうち、平成 17 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日におけるその者の給料月額（以下「旧給料月額」という。）が別表（以下「切替表」という。）の旧給料月額欄に掲げられている職員の施行日における号俸又は給料月額（以下「新号俸等」という。）は、旧給料月額に対応する切替表の新号俸等欄に定める号俸又は給料月額とする。

（期間の通算）

第2条 前条の規定により新号俸等を定められる職員に対する施行日以後における最初の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和 42 年条例第 6 号。以下「給与条例」という。）第 4 条第 4 項又は第 5 項ただし書の規定の適用については、旧給料月額を受けていた期間を新号俸等を受ける期間に通算する。ただし、その者の経過期間が新号俸等からの昇給に係る昇給期間（職員の昇給に必要とされる給与条例第 4 条第 4 項又は第 5 項ただし書に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。）に相当する期間を超える場合にあっては、その超える期間は、この限りではない。

附 則

この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

別表

最高号俸を超える給料月額の切替表（第1条関係）

行政職給料表（一）の適用を受ける職員

職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等	旧給料月額	新号俸等
号俸又は給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	190,000	189,400	246,600	245,900	318,900	318,000	366,500	365,400	384,200	383,000	420,100	418,700	430,600	429,200	454,700	453,200
	191,600	191,000	248,400	247,700	320,700	319,800	368,700	367,600	386,800	385,600	423,500	422,100	434,100	432,700	458,300	456,800
	193,200	192,600	250,200	249,500	322,500	321,600	370,900	369,800	389,400	388,200	426,900	425,500	437,600	436,200	461,900	460,400
	194,800	194,200	252,000	251,300	324,300	323,400	373,100	372,000	392,000	390,800	430,300	428,900	441,100	439,700	465,500	464,000
	196,400	195,800	253,800	253,100	326,100	325,200	375,300	374,200	394,600	393,400	433,700	432,300	444,600	443,200	469,100	467,600

第5章 給与（最高号俸を超える給料月額を受ける南空知公衆衛生組合職員の給料の切替えに関する規則）

○最高号俸を超える給料月額を受ける南空知公衆衛生組合職員の給料の切替えに関する規則

〔平成19年1月12日〕
規則第3号

（給料月額の切替え）

第1条 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号）附則第4項の規定を適用される職員については、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた別表の旧俸給月額欄に掲げられている職員旧級、旧俸給月額及びその者が旧俸給月額を受けていた期間に応じて別表に定める号俸とする。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この規則の施行前に切替え支給を受けた給料月額は、この規則により切替え支給された給料の内払とみなす。

第5章 給与（最高号俸を超える給料月額を受ける南空知公衆衛生組合職員の給料の切替えに関する規則）

別表

最高号俸を超える給料月額の切替表

行政職給料表（一）の適用を受ける職員

旧 級	経過期間	
	旧俸給月額	12月以上
6 級	418,700	93
7 級	432,700	85
8 級	453,200	73
	456,800	77